

## 熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱

制定 平成 30年 1月 16日 市長決裁

改正 令和 元年 6月 14日 商業金融課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震の影響を受けた市内の小規模事業者等が実施する業務効率化（生産性向上）のための事業に対し補助を行うことにより、熊本地震からの小規模事業者の復興を支援し、もって本市商工業の振興を図ることを目的として、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、本市が補助金の募集を行い、本市が別に定める審査基準に基づく審査で採択した小規模事業者等（単独又は複数の小規模事業者）をいう。
- (2) 「補助事業」とは、熊本市被災小規模事業者持続化支援事業をいう。

### (交付の対象及び補助率等)

第3条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が策定した「経営計画」に基づいて行うIT・IoT等を活用した業務効率化（生産性向上）のための事業（以下「補助対象事業」という。）であって、本市商工業の振興を図るものとして市長が適当と認めたものとする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 機械装置等費
- (2) 専門家謝金
- (3) 専門家旅費
- (4) 外注費
- (5) 前各号に定めるもののほか、これらに準ずる経費で市長が特に必要と認めるもの

3 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「実施期間」という。）内において発生した経費とする。

4 補助率は2分の1以内とする。

5 補助の額は、前項の規定により算出した額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が決定する。

### (補助事業の実施期間)

第4条 実施期間は、市長が第6条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から、令和2年2月29日までの間の事業完了日までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、審査に基づき予算の範囲内で交付決定を行い、様式第2による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助事業者が単独事業者の場合には、決定額の上限を1事業あたり100万円とする。

3 前項のほか、複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を100万円に連携小規模事業者数を乗じた金額とする。ただし、1,000万円を上限とする。

4 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から10日以内に、様式第3による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請取下届出書」を市長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画の中止又は変更)

第9条 第6条第1項の通知を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ様式第4による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の中止・変更承認申請書」を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の助成対象額が変更される場合であって、助成額の減額が必要と見込まれるとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付の取消又は変更)

第10条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条第1項の決定について取り消し、又は変更し、様式第5による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付取消・変更通知書」を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することが出来る。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の事故報告書」を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(近況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは、速やかに様式第7による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は令和2年3月10日のいずれか早い日までに、遅滞なく様式第8による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付確定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助金精算払請求書」を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきこと補助事業者に命ずることができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令もしくは本要綱に基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
  - (6) 補助事業者が、別表1に定める「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金の交付を受けるものとして不適当な者」に該当した場合。
  - (7) 第13条に定める期限内に、様式第8による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
  - (8) 当該補助事業が第4条に定める実施期間の日までに終了しなかった場合。
- 2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する財産については、別に定める期間、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業において取得した財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による「取得財産の処分承認申請書」を市長に提出して承認を受けなければならない。

(その他必要な事項)

第19条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1

<p>「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」</p>
<p>補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</li><li>(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</li><li>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。</li><li>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li></ol>

## 様式及び別紙一覧

様式第 1	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書
様式第 2	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付決定通知書
様式第 3	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請取下届出書
様式第 4	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の中止・ 変更承認申請書
様式第 5	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付取消・変更通知書
様式第 6	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の事故報告書
様式第 7	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書
様式第 8	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書
別紙 1	支出内訳書
様式第 9	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付確定通知書
様式第 10	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助金精算払請求書
様式第 11	取得財産の処分承認申請書

(様式第1)

記入日： 年 月 日

熊本市長 (宛)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

※共同申請の場合は連名で事業者名称等の記入や押印をお願いします。

### 熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2のみ漏れなくご記入ください

#### 記

1. 補助事業の目的及び内容

(募集要項様式1) 補助事業計画書のとおり

2. 補助事業の開始日及び完了予定日 (最長で令和2年2月29日まで)

交付決定日～ 年 月 日

3. 補助対象経費

(募集要項様式1) 補助事業計画書のとおり

4. 補助金交付申請額

(募集要項様式1) 補助事業計画書のとおり

(様式第2)

熊本市指令( )第 号  
年 月 日

様

※共同申請の場合は連名

熊本市長

印

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付決定通知書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、 年 月 日  
付けで申請のありました熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金については、次のとおり交付する  
ことを決定しましたので、同要綱第6条第1項の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあった、熊本市被災  
小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合にお  
ける補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

<内訳> ※共同申請でない場合、内訳欄は削除

(申請者名) <代表者>

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

(申請者名) <代表者>

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。  
補助金の確定額は、補助対象経費の実出費の1/2又は配分された補助金の額のいずれか低い額とす  
る。
4. 熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条ただし書  
きに規定する「別に定める軽微な変更」とは、次の各号に定める場合の変更をいう。
  - (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を  
変更する場合。
  - (2) 補助対象経費の20パーセントを超えない範囲で変更する場合。
5. 補助事業者は、「補助事業の開始日及び完了予定日」の期間内(交付決定日～ 年 月 日  
まで)を超えて事業を実施する場合は、完了予定日か又は令和元年11月30日までに交付要綱第11  
条に規定する「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の事故報告書(様式第6)」を  
市長に提出しなければならない。
6. 補助事業者は、補助事業が完了したときから起算して30日を経過した日、又は  
令和2年3月10日のいずれか早い日までに、様式第8による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金

に係る補助事業実績報告書」に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

7. 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令もしくは本要綱に基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- (6) 補助事業者が、交付要綱別表1に定める「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金の交付を受けるものとして不適當な者」に該当した場合。
- (7) 交付要綱第13条に定める期限内に、様式第8による「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- (8) 当該補助事業が交付要綱第4条に定める実施期間の日までに終了しなかった場合。

8. 交付要綱第18条第2項に規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とし、補助事業者は、その期間内に、取得した財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による「取得財産の処分承認申請書」を市長に提出して承認を受けなければならない。

9. 補助事業者は、熊本市補助金等交付規則及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。

10. この補助金については、別に地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。

11. この補助金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。



(様式第3)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで交付決定通知のあった熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付申請の取下理由

(様式第4)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の中止・変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり中止・変更したいので、熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止・変更の理由

2. 中止・変更の内容

(様式第5)

熊本市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

※共同申請の場合は連名

熊本市長

印

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け熊本市指令（ ）第 号で通知した熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金については、熊本市被災小規模事業者持続化補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助対象経費
- 3 補助金の額
- 4 取消・変更の理由

(様式第6)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業の事故報告書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
熊本市被災小規模事業者持続化支援事業  
( 年 月 日交付決定)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第7)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
熊本市被災小規模事業者持続化支援事業  
( 年 月 日交付決定)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した補助事業の概要
  - (1) 事業者名
  - (2) 事業名
  - (3) 事業の概要
    - i) 具体的内容
    - ii) 本事業の進め方イメージ
  - (4) 月末現在の実施状況  
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、の3点について記入)
  - (5) 月末現在の事業経費の状況  
・支出内訳書 (別紙)
  - (6) 本補助事業がもたらす効果等
  - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式第8)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
熊本市被災小規模事業者持続化支援事業  
( 年 月 日交付決定)
2. 事業期間  
開始 年 月 日  
終了 年 月 日
3. 実施した補助事業の概要
  - (1) 事業者名
  - (2) 事業名
  - (3) 事業の具体的な取組内容
  - (4) 事業成果 (概要)
  - (5) 事業経費の状況  
・支出内訳書 (別紙1)
  - (6) 本補助事業がもたらす効果等
  - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(別紙1)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

経費区分	補助対象経費の額
①機械装置等費	
②専門家謝礼	
③専門家旅費	
④外注費	
補助対象経費	
(1) 補助対象経費合計の2分の1の金額(千円未満は切り捨て)	
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額(変更計画で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(3) 補助金額 (1)又は(2)のいずれか低い額	

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

(様式第9)

熊本市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

※共同申請の場合は連名

熊本市長

印

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け熊本市指令（ ）第 号で通知した熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金については、熊本市被災小規模事業者持続化補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助対象事業費 円
- 3 補助金 円



(様式第10)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金に係る補助金精算払請求書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、補助金を以下のとおり請求します。

記

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

振込先口座		
金融機関名	本/支店名	
種目	普・当・他	口座番号
口座名義		

振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

\*記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

※共同申請の場合には補助事業者ごとに請求書を提出すること。

(様式第11)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

### 取得財産の処分承認申請書

熊本市被災小規模事業者持続化支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、被災小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

#### 記

1. 品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由